

# 教育訓練給付制度による 運転免許取得講座を実施しております。

訓練経費の20%(上限10万円まで)が支給されます。

※給付金支給には、雇用保険の支給要件、所持免許等の条件があります。

(税込 円)

教育訓練講座の名称	訓練期間	総訓練時間	教育訓練費	その他経費	合計	仮免手数料 (非課税)	総合計
1 大型免許取得講座 (中型免許所持)	1ヶ月	13 時間	196,350	18,480	214,830	2,900	217,730
		教習時限 14 時限					
4 大型免許(中型8t限定所持) 取得講座	1ヶ月	18 時間	254,100	18,480	272,580	2,900	275,480
		教習時限 20 時限					
7 大型免許(準中型(5t)免許所持) 取得講座	1ヶ月	24 時間	314,270	18,480	332,750	2,900	335,650
		教習時限 27 時限					
8 中型免許(準中型(5t)免許所持) 取得講座	1ヶ月	11 時間	142,120	15,620	157,740	2,900	160,640
		教習時限 12 時限					
# 中型免許(普通免許所持) 取得講座	1ヶ月	15 時間	173,580	15,620	189,200	2,900	192,100
		教習時限 16 時限					
2 普通二種免許取得講座 (大型・中型・中型8t免許所持)	1ヶ月	32 時間	214,830	9,350	224,180		224,180
		教習時限 37 時限					
5 大特免許・車両系建設機械 取得講座	1ヶ月	20 時間	149,050	13,750	162,800		162,800
		大特 6 時限 車両系 14 時間					
# 準中型免許(普通免許所持) 取得講座	1ヶ月	13 時間	129,580	14,850	144,430	2,900	147,330
		教習時限 14 時限					

※上記、教育訓練費の20%が本人に給付されます。(給付金は後日、本人の指定口座に振り込まれます。)

※運転免許取得講座の対象となる方

- ・ 雇用保険の一般被保険者  
対象教育訓練の受講開始日において雇用保険の一般被保険者で支給要件期間が3年以上の方。(但し、初回に限り1年以上の方)
- ・ 雇用保険の一般被保険者であった者  
受講開始日において一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上の方。

※支給要件を満たしているか否かは、ハローワークにて照会が受けられます。

(照会用紙(教育訓練給付金支給要件照会票)は当校及びハローワークにあります。)

お問い合わせは…

 **0186-62-1845**

 **0120-940-993**

信頼され、お役に立てる教習所をモットーに！

秋田県公安  
委員会指定

## 県北自動車学校

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸岱6